

ユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示について

- 流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造を有するユニバーサルデザインタクシー車両等については、車両が流し営業で運行される場合には、上記に列記した者はもとより既存の一般タクシー利用者も乗車可能であることが外見で判別できることが必要。
- 以下の①及び②に該当する車両を一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）として使用する場合は、以下に示すマークを
- ・ 15cm四方以上の大きさで、
 - ・ 窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように
 - ・ 塗装又はステッカーにて表示するものとする。

①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル2の認定を受けた一般車両

②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル1の認定を受けた一般車両

